

監査公表第6号

地方自治法第199条第12項の規定に基づき、監査結果報告に対する措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

平成29年9月5日

新城市監査委員 近藤 隆
新城市監査委員 鈴木 達雄

監査結果の措置対象

教育部

教育総務課、学校教育課、スポーツ共育課*1、文化課*2

*1：現在の教育部生涯共育課

*2：現在の教育部生涯共育課

監査結果報告年月日

平成29年3月28日

監査結果に対する措置通知年月日

平成29年8月25日

講じた措置等の内容

【教育総務課】

《指摘事項》

前回の定例監査でも指摘をさせていただいたが、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の費用弁償については依然として支給されていない状況であった。新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の規定により、勤務実態に応じて費用弁償を支給されたい。

《検討状況》

学校医等の勤務実態に応じた費用弁償について、引き続き検討しています。

《意見》

廃校となる学校備品については、他の学校で利用するなど有効活用を図られたい。また、施設、跡地については、廃校後、地元意見を尊重し、活用方法を検討されたい。

《措置内容》

学校備品については、順次、他の学校等での有効活用を図っています。また、施設跡地の活用については、地元意見を尊重しながら、引き続き全市的な観点で検討していきます。

【学校教育課】

《意見1》

学習機会の均等を図る観点から、学校規模の大小に関わらず、社会学習等における校外への移動手段の確保に努められたい。

《是正措置内容》

新城市の庁用バス等を利用して社会見学等を行うことができるようにしています。

《意見2》

平成32年度からの小学校における英語の教科化の完全実施に向けて、教職員研修も含め準備を進められたい。

《措置内容》

平成32年度からの小学校における英語の教科化の完全実施に向けての、教職員研修、また、大学教授、現場教師等を講師として研究授業をすべての小学校で実施してきました。引き続き、同様の事業を実施しています。

【生涯共育課（旧スポーツ共育課・旧文化課）】

（旧スポーツ共育課）

《指摘事項》

スポーツ推進委員の報酬については、新城市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例別表の報酬の額欄に定めがあるが、年額、日額の併記となっており、重複支給と誤解を受けないよう整理されたい。また、支給時期についても、この条例に従い適正に処理されたい。

《検討状況》

本市のスポーツ推進委員の報酬については、定額を前期、後期の年2回支払、日額を出役回数に応じた支払いとし、重複支給の誤解を受けないよう、スポーツ振興事業運営にあたり適切な予算執行に努めます。

《意見》

公民館分館施設の地元移管については、公共施設のあり方の検討結果を踏まえ、所期の目的が達成できるよう、地元の理解を得ながら、継続して取り組まれたい。

《措置内容》

地元の説明を行い地元移管を進めているところですが、資産の整理をしないと移管できないことなどから、50館のうち残り9館について、地元と調整をしています。

今後も継続して調整し、施設の移管を進めて参ります。

（旧文化課）

《指摘事項1》

臨時職員の年次有給休暇については、新城市決裁規程及び「副市長、部長、総合支所長、自治振興事務所長、課長及び室長の専決事項の一部を委譲した件（通知）」により、適正に付与されたい。

《措置内容》

臨時職員の年次有給休暇については、専決事務の一部を移譲することで、適正に処理することとしました。

《指摘事項 2》

所管施設の備品管理において、物品台帳と相違する事例があった。新城市物品管理規則に従い、年に1回は物品台帳と現物の照合を行うなど、適正に管理されたい。

《措置内容》

順次、照合作業を行い、作業が完了次第、物品台帳の加除を行います。また、年に1回は物品台帳と現物の照合を行うこととしました。

《意見》

文化事業をはじめ各種イベント、展示、講座、学習会等については、事業実施後の評価、検証を行い、次年度の企画に反映させ、参加者の満足度の向上、集客数の増加に努められたい。

《措置内容》

これまでも来館者・参加者及び地域協力諸団体からの意見聴取を行い、その中でも有益なものについては事業に反映をさせてきました。今後も引き続き来館者等の満足度向上、集客力の増加に努めます。